

## TPP協定に対する意見書

環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）については、本年2月4日に、参加12カ国による署名が行われ、協定文が確定した。今後は、発効に向けた協定の承認について国会での審議が行われることとなっている。

国の説明によれば、TPP協定はアジア・太平洋に自由で公正な一つの経済圏を構築する挑戦的な試みであり、貿易、投資が促進され、実質GDPを押し上げることが期待されるものとされるが、本県議会としては、特に、関税の撤廃や引下げ等による農林水産業への影響を懸念している。

国は、昨年決定した「総合的なTPP関連政策大綱」において、国民の不安を払拭するため、攻めの農林水産業への転換などを打ち出したことを踏まえ、TPP関連政策大綱実現に向けた施策を含む平成27年度補正予算を成立させたところである。

さらに国は、昨年12月にTPP協定による農林水産物への影響額を1,300億円から2,100億円と公表したが、交渉参加時に3兆円とした前回の試算を大幅に下回る結果となっている。これは、TPP関連政策大綱に基づく政策の効果により、引き続き生産や農家所得が確保され、国内生産量が維持されることを前提としているためである。しかし、国の試算のとおり、万全の対策が講じられ、農家所得の確保や生産量の維持がなされるのか、生産現場等からは疑問の声が挙がっている。

また、関税撤廃等による輸入増加が想定される中、輸入食品の安全性は確保されるのか、県民は未だ大きな不安を抱いている。

本県においては、稲作、畜産、酪農、畑作、施設園芸、果樹など多様な農業が相互に関連しながら共存していることから、農林水産業、農山漁村、さらにはその関連産業に影響を及ぼさないためには万全の対策を講じていく必要がある。

よって、国におかれては、TPP協定において、地方経済社会に与える影響や地方の声を十分に踏まえられた上、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

### 記

- 1 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の農林水産分野重要5項目の確保を最優先とした平成25年4月の衆議院及び参議院の農林水産委員会における決議の遵守など、合意内容が国益にかなったものとなっているかについて、国会において審議を十分に尽くすこと。
- 2 地方の基幹産業である農林水産業への影響が及ばないように、既存の農林水産予算に支障を来すことなく必要な予算を確保するなど、万全の対策を速やかに実行すること。なお、野菜・果樹などの農林水産物についても、重要5項目と同様に万全の対策を講じること。

また、農林水産業の体質強化を念頭に、必要となるインフラの整備を初め、ハード・ソフト

一体となった中長期的な対策を講じること。

さらに、豊かな自然環境、良好な景観、文化の伝承等の多面的機能を有する中山間地域等の農山漁村の維持・発展にも十分配慮すること。

3 消費者の不安を解消するため、食の安全・安心を確保する万全の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月29日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	高市早苗様
外務大臣	岸田文雄様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	馳浩様
厚生労働大臣	塩崎恭久様
農林水産大臣	森山裕様
経済産業大臣	林幹雄様
国土交通大臣	石井啓一様
環境大臣	丸川珠代様
内閣官房長官	菅義偉様
内閣府特命担当大臣	石原伸晃様

(経済財政政策)